

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

(世田谷区特別区税条例の一部改正)

第1条 世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第37条中「、「環境性能割」、「種別割」」を削る。

第37条の2（見出しを除く。）を次のように改める。

第37条の2 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

第37条の3（見出しを除く。）を次のように改める。

第37条の3 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第37条の5から第37条の10までを削る。

第38条から第40条までの規定（見出しを含む。）及び第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条（見出しを含む。）、第46条（見出しを含む。）及び第46条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条の3第2項中「第37条の2第3項ただし書」を「第37条の2第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第3条の5を削る。

付則第3条の5の2に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改め、同条を付則第3条の5とする。

付則第3条の7第1項及び第3条の10中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改める。

付則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を削る。

付則第8条第3項第2号、第9条第3項第2号及び第10条第3項第2号中「付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第12条第5項第2号、第13条第2項第2号、第14条第2項第2号、第14条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第14条の3第2項第2号及び第5項第2号中「付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第14条の4から第14条の8までを次のように改める。

第14条の4から第14条の8まで 削除

付則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条

第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に、「付則第15条第1項から第4項まで」を「付則第15条第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

(世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年9月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の世田谷区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。